

特 246
845

救護法に関する質疑応答集

法財人團 中央社会事業協会



* 0039190000 *

0039190-000

特 246 - 845

救護法に関する質疑応答集

中央社会事業協会

昭和7

AGI

特 246

845

救護法に關する質疑應答集

法財人團 中央社會事業協會

特246
845



に
關
す
る
質
疑
應
答
集

財團
法
人
中
央
社
會
事
業
協
會



編者 中央社会事業協会

被保護者に関する法律の解説

目次

一、被保護者に関するもの

- (一) 疾病又は傷痍にして長きに亘り安静を要するものゝ認定……………(一)
- (二) 精神異常者の救護……………(一)
- (三) 扶養義務者の範圍……………(一)
- (四) 要救護者の送致……………(二)
- (五) 「貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキ」の意義……………(二)
- (六) 六十五歳以上の「老衰者ノ意義」……………(二)
- (七) 扶養の能力……………(三)
- (八) 法第二條の但書の意義……………(三)
- (九) 救護施設に收容する幼者と小學教育……………(四)
- (五) 年齢不明の者の救護……………(五)

- (一) 本法と貧困なる外國人との關係……………(五)
- (二) 婚嫁したる場合の扶養義務……………(五)
- (三) 被救護者の世帯に屬する者の選舉權の有無……………(六)
- (四) 公的救護義務……………(六)
- (五) 恩給受給者の救護……………(六)
- (六) モルヒネ中毒患者の救護……………(七)
- (七) 内縁の夫婦間に於ける扶養義務關係……………(七)
- (八) 扶養義務の履行……………(八)
- (九) 被救護者の分院送致……………(八)
- (十) 疾病又は傷痍の者の救護……………(九)
- (十一) 行旅病人の救護と救護法との關係……………(九)
- (十二) 孤獨者用達先にて罹病せる場合の救護……………(九)

- (一) 本籍地へ歸還中の者罹病せる場合の救護……………(一〇)
- (二) 公民權停止の時期……………(一〇)
- (三) 選舉法第六條第三號を救護法に依る被救護者に適用する場合の範圍……………(一一)
- (四) 失業者の幼兒の救護……………(一二)
- (五) 救護法の救助と北海道舊土人保護法の救助との關係……………(一三)

二、救護機關に関するもの

- (六) 委員の職務……………(一三)
- (七) 委員の設置……………(一三)
- (八) 救護の要否に関する委員の會議……………(一四)
- (九) 委員の發する文書の性質……………(一四)
- (十) 本法の委員と方面委員との關係……………(一五)
- (十一) 救護開始後に於ける被救護者と委員との關係……………(一五)

- (一五) 委員の任期の始期.....(一五)
- (一六) 施行令第六條の適用.....(一六)
- (一七) 救護法第四條の委員に非ざる方面委員存置の可否.....(一七)
- (一八) 方面委員規定の改正.....(一七)
- (一九) 救護法第四條の委員の任命.....(一七)
- (二〇) 委員設置の決定権.....(一八)
- (二一) 委員の性質.....(一八)
- (二二) 「居住地」の意義.....(一八)
- (二三) 救護の手續.....(一九)
- (二四) 現在地の認定.....(二〇)

三、救護施設に関するもの

- (二五) 救護施設の設備標準.....(二〇)

- (二六) 施行規則第二條の届出.....(二〇)
- (二七) 私人の設置したる救護施設と救護の委託.....(二〇)
- (二八) 收容を目的とせざる救護施設.....(二一)
- (二九) 救護施設の認可.....(二一)
- (三〇) 市町村救護施設を設置する場合に於ける市町村會の議決の要否.....(二二)
- (三一) 救護施設の設置に付認可を受くべき地方長官.....(二二)
- (三二) 救護施設に非ざる適當なる施設に對する委託料の仕拂.....(二三)
- (三三) 晝間託兒所と救護施設.....(二三)
- (三四) 委託收容救護の變更.....(二四)
- (三五) 醫師の指定.....(二四)
- (三六) 法該當者及然らざる者を同時に收容する施設に對する補助額の算定方法.....(二五)
- (三七) 救護施設の擴張と認可.....(二六)

- (五) 救護施設の認可に關する方針……………(二六)
- (六) 「適當ナル施設ニ收容ヲ委託スル」の意義……………(二七)
- (七) 救護施設の設備……………(二七)

四、救護の種類及方法に關するもの

- (一) 生活扶助の範圍……………(二八)
- (二) 妊産婦の救護と其の出産兒の救護……………(二八)
- (三) 幼者と併せ行ふ母の救護……………(二九)
- (四) 親權者又は後見人が適當に權利を行はざる場合……………(二九)
- (五) 醫療又は助産に要する費用の支拂方……………(三〇)
- (六) 齒科醫療の範圍……………(三〇)
- (七) 作業收入の歸屬……………(三〇)
- (八) 作業の範圍……………(三一)

- (九) 施行令第十一條に所謂「急迫ノ事情」の認定……………(三一)
- (一〇) 救護費決定に付收入控除方……………(三一)
- (一一) 醫療と助産……………(三一)
- (一二) 貧困者に對する水道料電燈料の免除と生活扶助支給額……………(三二)
- (一三) 幼者哺育中の母の救護……………(三三)
- (一四) 助産費の支出……………(三三)
- (一五) 母子救護の場合の子の年齢……………(三四)
- (一六) 生業扶助……………(三四)
- (一七) 居宅救護……………(三四)
- (一八) 救護施設に於ける作業の賦課……………(三五)
- (一九) 醫療としての義手義足の給與……………(三五)
- (二〇) 本法施行前より收容救護を受くる者に對する法の適用……………(三六)

- (ハ) 出産後に於て発見したる産婦の救護……………(三六)
- (ニ) 市町村長救護義務不履行の場合に於ける是止方法……………(三七)
- (三) 再委託の可否……………(三七)
- (四) 他市町村への收容委託と醫師其の他の指定……………(三八)
- (五) 接骨術柔道整腹業者……………(三九)

五、救護費に関するもの

- (全) 委員に關する費用……………(三九)
- (六) 私人の設置したる救護施設の設備に要する費用の範圍……………(四〇)
- (七) 主として救護施設の用に供する土地建物に對する租税公課の免除……………(四〇)
- (八) 法第二十六條又は第二十七條の規定に依る徴收金又は償還金と滯納處分……………(四〇)
- (九) 救護法施行に要する經費豫算編成方……………(四一)
- (十) 法第十九條第一號に所謂「夫婦」の範圍……………(四一)

- (二) 「遺留ノ金銭物品」の範圍……………(四二)
- (三) 救護費國庫補助金交付手續……………(四二)
- (四) 移送費の範圍……………(四二)
- (五) 同居の意義……………(四三)
- (六) 救護費の財源……………(四三)
- (七) 施行令第二十一條の規定の適用方……………(四四)
- (八) 救護費用の徴收……………(四四)
- (九) 救護費用の徴收償還に關する手續……………(四四)
- (一〇) 窮民救助の爲の寄附金を救護費用より控除することの可否……………(四五)
- (一一) 醫療救護の場合の看護人費支出の可否……………(四五)
- (一二) 生活扶助のみを受くる場合の看護人費支出の可否……………(四六)
- (一三) 必要の都度知事の認可を受け支出する看護費の限度……………(四六)

- (一〇) 已むを得ざる事由により生活扶助の爲の前渡金を喪失したる場合の取扱方……………(四七)
- (一一) 疾病の場合滋養品費支出の可否……………(四七)
- (一二) 扶養義務者より出捐する費用の収入……………(四七)
- (一三) 學齡兒童就學獎勵規定に依る給與と救護法に依る救護との關係……………(四八)
- (一四) 公設救護施設の事務費の限度……………(四八)
- (一五) 埋葬費の範圍……………(四八)
- (一六) 埋葬費と火葬……………(四九)
- (一七) 委員に於て埋葬を行ふことの可否……………(四九)
- (一八) 埋葬費の支給……………(四九)
- (一九) 死産と埋葬費……………(五〇)
- (二〇) 救護費の償還……………(五一)
- (二一) 救護法に該當せざる者を救護したる場合の費用……………(五一)

(附錄) 關係法規

- 救護法……………(五三)
- 救護法施行令……………(六一)
- 救護法施行規則……………(六八)

救護法に関する質疑應答

一、被救護者に関するもの

(一) 疾病又は傷痕にして長きに亘り安静を要するものゝ認定

問：救護法施行令第二條第二號に於て疾病傷痕にして長きに亘り安静を要するものとあるも之が認定は何人が如何にしてなすべきや。

答：醫師等の診断を資料として市町村長之を認定するものとす。

(二) 精神異常者の救護

問：精神異常者にして特別法に依る收容の程度に至らざる者は本法に依り救護すべきや。

答：精神病者監護法又は精神病院法の適用を受くることを得ざる者にして法第一條及施行令第二條に該當する者は本法により救護し差支なしと存す。

(三) 扶養義務者の範圍

問：法第二條の扶養義務者の範圍如何。

答：扶養義務者の範圍は民法の規定に依るものなるに付民法第四編第八章を参照せられたし。

(四) 要救護者の送致

問：要救護者を救護すべき現在地より扶養義務者なき本籍地へ故なく又は本人の希望なりとの理由のもとに送致したる場合の處置如何。

答：本法に於ては要救護者の送致を認めず、救護を嫌忌し之を他の地方に送致することは嚴に誠むべき所なるも一旦送致せられたる以上は其の地に於て救護すべきものと存す。

(五) 「貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキ」の意義

問：「貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキ」の意義如何(法第一條)

答：「貧困」の意義は結局社會通念に依りて定むる外なきも資産なく労働収入なく且他人より繼續的に金品の給與を受くるの途なき状態を謂ひ「生活スルコト能ハズ」とは日常の衣食住に關し一般社會生活上必須と認めらるゝ最低限度の資料を得ること能はざる状態を指稱す。

(六) 「六十五歳以上ノ老衰者」の意義

問：「六十五歳以上ノ老衰者」は滿六十五歳の老衰者を包含するや又老衰者の意義如何。

答：前段は御見込の通り。

後段の老衰者は自然的に老衰の域に達し體質上既に勞務を行ふに著しく故障ある者を謂ふ。

老衰者となしたるは各人の體質に依り其の強弱に甚しき相違あるものなれば單に六十五歳以上の老者として年齢のみを標準とするときは或は惰民養成の弊を伴ひ且濫救に流るゝの結果となるを以てなり。

(七) 扶養の能力

問：扶養の資力なくとも扶養義務者に勞務に依り相當の収入を擧げ得る能力ある場合に於ては尙扶養を爲すことを得る者と認むるや。

答：「扶養ヲ爲スコトヲ得ルトキ」とは扶養能力あることを指す。即ち資産又は労働収入等に依りて救護を要する者を扶養し得る場合を言ふ。故に勞働に依りて相當の収入を擧げ得べき者が現在勞働を爲さざるに依り扶養を爲すこと能はざるときと雖も扶養能力あるものなるを以て所謂「扶養ヲ爲スコトヲ得ルトキ」に該當し従つて本法の救護は之を爲さざるものとす。然れども之が認定は實際上甚だ困難なるべく不景氣の爲め失業し、働かんとすれども職なく、老へる親と幼き子供をかゝへ長きに亘つて赤貧洗ふが如き窮乏に生活するものは扶養の能力ありとは認められざるにつき、この場合の如きは救護して差支なしと認む。

(八) 法第二條の但書の意義

問：法第二條但書の「急迫ノ事情アルトキ」は如何なる標準によりて之を決定するや。

答：右に就ては標準を定むること困難なるも救護を要する事情が切迫して捨て難き場合、例之直に救護の開始を爲すべき要ある者あるも、扶養義務者遠隔の地にあり直ちに適當なる扶養を爲すこと能はざる場合の如きは急迫の事情あるときとして取扱ひ得るものとす。

(九) 救護施設に收容する幼者と小學教育

問：被救護者が收容救護を受くるに至りたるときは、其の者の居住地は依然として收容の際の居住地に在るものと解すべきものの如くなるも、然りとすれば幼者を收容したる場合に於ては、該幼者は收容の際の居住地小學校に通學すべきや。收容施設所在地の小學校に入學せんとするも、該幼者は其市町村に單に現在するのみにて居住せざる者なるを以て、小學校の管理者たる市町村長は之を拒み得るにあらずや。

答：小學校令施行細則に於ては、市町村長は其の市町村に居住する學齡兒童を就學せしむべく規定するも、同細則に所謂「居住」は本法の「居住」と其の意義を多少異にし、事實その市町村に現在し且寄留等の手續を了したる以上、居住者として取扱ふこととせられ居るを以て、救護施設に收容する兒童と雖も必要あるに於ては、其の所在地市町村の小學校に通學する事を

得。

(八) 年齢不明の者の救護

問：一見六十五歳以上の老衰者と認めらるゝも年齢不明の者に對しては救護するを得ざるや。

答：年齢不明の者と雖も、本人の自供又は近隣居住者の證明等により市町村長六十五歳以上の者なりと推定するときは救護し差支なし。

(七) 本法と貧困なる外國人との關係

問：本邦在留外人にして救護法第一條に該當するものあるときは同法に依り救護すべきものなりや。

答：本法關係法令には別段明文なきも、本法は貧困なる外國人は之を救護せざる建前にて立案せられたるものなるを以て、假令右の如き者あるも救護せざるを適當とす。

(六) 婚嫁したる場合の扶養義務

問：婚嫁したる場合扶養義務は如何に相成るや。

答：伺出の者は實家に於ては本人の直系尊屬及兄弟姉妹に對し、婚家に於ては配偶者、直系尊屬及配偶者の直系尊屬にして其の家に在る者に對し扶養義務を負ふ。

(三) 被救護者の世帯に属するものの選挙権の有無

問：被救護者の世帯に属する者の選挙権如何

答：右は主務者に於ては生活扶助を受くる者及其の者の世帯に属する者は總て選挙権及被選挙権を有せずと解釋し居れり。

(四) 公的救護義務

問：救護法第一條に「左ニ掲グルモノ貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス」とあるは貧民に對し救護を受くる権利を認めたるものなりや。

答：然らず。近代社會の實狀に鑑みるときは貧民の救護を以て、國家公共團體の任意に委ねること能はざるは明瞭なり。依つて本法は救護義務を市町村長に負荷せしめたるものにして本法に該當する者は市町村長之を救護すべき義務を有す。然れども之を以て直ちに貧民に救護を受る権利を附與したるものと謂ふを得ず。即ち本法該當者は市町村長が救護義務を負ふ結果救護を受くべき地位に在るに過ぎざるものと謂ふべし。

(五) 恩給受給者の救護

問：恩給年額三百圓を受くる六十五歳以上の老衰者あり、貧困の爲恩給證書に恩給金受領の委

任狀を添付し、他人に渡し借金を爲したり。然るに其の後疾病に因り自活困難となりたるも右恩給證書は實質上抵當權を設置したると同様に付如何とも致し難く、扶養義務者亦扶養の能力なき爲止むなく救護を出願したり。此の場合の取扱方法如何。

答：如斯場合は救護して差支なし。

(六) モルヒネ中毒患者の救護

問：毎日適量の注射を行へば労働に従事し、辛うじて生活を爲し得る貧困なるモルヒネ中毒患者あり、これに對し醫療救護を行ふは差支なきや。

答：本問の如きは、具體的問題に就くにあらざれば斷定致し難きも、右は大體疾病の状態にあるものと認め得るが故に、中毒症狀が顯著なる場合にありては一種の醫療を與へ得るものも存す。然れども該患者の救護に當りては、救護法の救護が物的に非ずして精神的を主とするものなるを稽へ常に精神的教化を重ずる様注意するを要す。

(七) 内縁の夫婦間に於ける扶養義務關係

問：内縁の夫婦と庶子三人なる世帯あり、夫は疾病、妻は少額の内職收入あるのみにて、自己一人の生計費も支ふることを得ざる實狀にあり、この場合病者たる夫と幼者たる三人の子供

を救護して差支なきや。

答：差支なし。

(六) 扶養義務の履行

問：急迫の事情に因り甲縣A市に於て某を救護せり、然るに其の後被救護者の扶養を爲すことを得る扶養義務者が乙縣B市に居住すること判明し、種々交渉を重ねるも平素不和の爲、扶養を肯んぜざる實例あり。此の場合に於ては扶養義務者なきと同様の状態なるも民事訴訟に依り扶養を爲さしむるの外本法第二條但書に該當する者として繼續し救護し得ざるや。

答：右は法第二條但書に該當する場合の外救護し得ず。

(元) 被救護者の分院送致

問：育兒院、病院等に於て市町村長より收容救護の委託を受けたる場合に於て、救護上必要ありと認めたる時は院長は適宜之を自己の分院（他府縣所在の場合も含む）に送致して救護し差支なきや、若し爲し得るとせば移送費は市町村に於て負擔すべきものなりや。

答：市町村長の意思に反せざる限り分院に送致するも差支なく、これが移送費は救護費負擔區分に依り道府縣又は市町村之を負擔すべきものなり。

(三) 疾病又は傷痍の者の救護

問：救護法施行令第二條第二號の規定に依る疾病又は傷痍にして就床を要し、又は長きに亘り安靜を要するものは、實際上救護に當りて如何なる期間を以て標準とすべきものなるや。

答：右は一定の安靜期間を豫定し、之に基きて救護を爲すと否とを決定するが如きは適當ならず、疾病傷痍者の症状及貧窮の程度等に依り専ら個々の場合に應じ判定するの外なし。

(三) 行旅病人の救護と救護法との關係

問：行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り救護を受くる者救護開始後一ケ年を経過する時は之を救護法による救護に移してよろしきや。

答：右は一旦行旅病人として救護したる以上救護の必要なる限り行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り救護すべきものにして、救護法に依る救護に移管すべきものに非ず。

(三) 孤獨者用達先にて罹病せる場合の救護

問：甲村に一年以上居住する孤獨者、數里を隔てたる乙村へ自己の用達に赴きたるに、乙村に於て急病に罹り、爲めに救護を要するに至りたる時は、病狀に依りては（移送不能の場合）乙村に於ても救護を開始し其の救護費は甲村負擔と爲すべきや。若し右の者乙村より甲村に移

送り得る場合、甲村に於て救護を開始する時は施行令第十九條の被救護者の移送費は甲村負擔と解すべきや。

答：右の如き場合は行旅病人及行旅死亡人取扱法に依りて乙村長救護を爲すべきものとす。
 (三) 本籍地へ歸還中の者罹病せる場合の救護

問：其犯罪の爲刑務所に於て服役を終り（刑期六年）本籍地へ歸還の途中、停車場にて腦溢血を起したるを以て自動車に依り本籍地へ歸還せるが、同地には住居なく知己親族なし、右者法第三條に依り救護すべきや又行旅病人として取扱ふべきや。

答：假令本籍地へ歸還したる者なりと雖も、尙行旅中なりと認めらるゝに於ては行旅病人及行旅死亡人取扱法に依り、然らざるに於ては救護法第三條後段に依り救護すべきものと存す。

(四) 公民權停止の時期

問：救護法第一條該當者にして同法施行規則第七條に依る申請書を本人又は親族其の他の縁故者より提出したるに對し、市町村長は○月末市町村會の議決を経て○月よりの救護費を被救護者に交付せんとする見込なる事實あり、この場合右該當者は衆議院議員選舉法第六條第三號に該當するものなりや否や。或は市町村に於て被救護者に救護の金品の交付を爲さざる限

り右條文に該當せざるものなりや。

答：右は救護金品の交付如何に不拘市町村長に於て救護する旨の通知を爲したる場合は其の救護を開始すべきときより衆議院議員選舉法第六條第三號に該當す。

(五) 選舉法第六條第三號を救護法に依る被救護者に適用する場合の範圍

問：選舉法第六條に掲ぐる選舉權及被選舉權の缺格條項中第三號「貧困ニ因り生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者」を救護法に依る被救護者に適用するに當りては救護法第一條に依り救護の種類如何を問はず同條第一號乃至第四號の該當者は包括的に缺格者となすべきや否や。

答：衆議院議員選舉法第六條第三號は貧困に因り生活の爲他の救助又は扶助を受くる者を缺格者と爲すの趣旨にして、其の救助又は扶助の態様は日常生活其のものに限らるべきものなるが故に日常生活其のものに非ずして特殊の目的に出づるもの例へば施藥醫療等の如きは右缺格事由に包含せざるものとす。

救護法に於ける救護の種類に付其の何れが選舉法第六條第三號に該當するやに付考究するに。

1. 生活扶助は日常生活を爲さしむるが爲金品を給與するものなるを以て生活扶助を受くる者及其の世帯に屬する者（選舉法第五條第一項に該當する者）は本號に該當す。然れども學用品のみの救護を受くる者の如きは之を包含せざるは當然なり。
2. 醫療及助産は日常生活其のものに非ずして特別の目的に出づる救護なるが故に本號に該當せず。
3. 生業扶助は生業に必要なる價格僅少の器具資料又は少額の資金を給與又は貸與し之に依り勞働等に從事せしめて生活の資料を得しめんとするにあるものにして、其の目的は被救護者に獨立自營の精神を失はしめず、出來得る限り勞働等に依り生活せしめんとするにあるものなれば本號に該當せず。

(六) 失業者の幼兒の救護

問：十三歳未満の幼兒數人を殘して妻に死別せる男「無資力」あり、主人は勞働能力を有するも幼兒多數の爲外出勞働に服するを得ず、之が爲幼兒は法第一條第二號に該當せり。この場合の幼兒の救護は如何にすべきや。

答：本人は法第二條の扶養能力を阻害せられたるものなるを以て、救護法該當者たる幼兒に限

り救護し差支なし。

(七) 救護法の救護と北海道舊土人保護法の救助との關係

問：舊土人の救助に關しては北海道舊土人保護法第六條に依り「從來ノ成規ニ依リ救助スルノ外仍本法ニ依リ救助ス」とあり、右從來の成規なる法意は一般法規を意味し、即ち土人族が無智にして生活能力不充分なるを以て一般法規に依り救助したる外仍本法に依り救助すべき旨を定められたるものと解せらる。従つて舊土人の要救護者は先救護法に依り救護し、其の及ばざる處を保護法に依り救助すべきものと思考せらるるも如何。

答：右は先づ北海道舊土人保護法に依り救助する様取扱はれ度し。

二、救護機關に關するもの

(六) 委員の職務

問：委員は單なる補助機關なりや。

答：法第四條第二項に規定する通り市町村長の補助機關にして執行機關たるを得ず。

(七) 委員の設置

問：委員の設置は任意なるや、又委員の設置なき地方に於ける救護の調査方法如何。

答：委員の設置は施行令第二條に依り地方長官の権限に屬し之を設置すると否とは任意なり。委員設置の要ある地方にして之が設置なき地方若しありとすれば地方長官に其の旨具狀して設置を促すの外なし。次に委員の設置なき地方に於ける救護に關する調査は市町村長が市町村吏員等の補助を得て適當に之を爲すべきものとす。

(三) 救護の要否に關する委員の會議

問：委員の調査は救護の濫救漏救を防止する上に於て重要なものなれば、救護の要否に關し現在の方面委員の部會の如き會議を組織し、委員の會議に依り被救護者を定むるの方法を採りては如何、之を可とせば其の規定の作成を如何にすべきや。

答：救護の適正を期する上に於て御意見の如く措置するは最も望まじきことなり。右に付ては別段の規程を要せず、市町村長及委員等に於て申合を爲せば可なり。

(三) 委員の發する文書の性質

問：委員の發する文書は公文書なりや。

答：御見込の通。

(三) 本法の委員と方面委員との關係

問：本法の委員制度と從來の方面委員制度との關係如何。

答：法第四條の委員は從來の方面委員制度を成る可く變更せずして之を採入れらるる筈なり。(從來の方面委員にして不適任なる者ある場合に於ては法施行の際之を解任し他に適任者を選任せしむ)而して法第四條の委員と從來の方面委員とは其の職務上相互に密接なる關係あるを以て、必ず同一人をして之を行はしめ、施行後に於ては從來の方面委員は法第四條の委員の職に在る者を以て充てしめらるる方針なり。

(三) 救護開始後に於ける被救護者と委員との關係

問：被救護者と委員との間には日常に於ける保護關係なき様思料するも如何。

答：委員は救護の開始せられたる後と雖も施行令第五條第二項後段に依り常に被救護者の生活狀況に注意を怠らず、救護の完全を期すべき大なる關係を有す。

(三) 委員の任期の始期

問：委員の任期の開始時期如何。

答：委員の任期は其の選任權者が選任したるときより起算すべきなり。

(三) 施行令第六條の適用

問：現在の方面委員制度が市の經營たるときは出願に依り施行令第六條の適用を受くることを得るや。

答：委員は地方長官之を選任解任するを以て原則とし、市長をして之を爲さしむるは極めて特例とする所にして、内務大臣に於て其の必要ありと認むる市に限り指定せらるべきものにして出願に依るものにあらず。

(四) 救護法第四條の委員に非ざる方面委員存置の可否

問：救護法施行と同時に従來の方面委員設置の地方に在りては其の方面委員全部に對し法第四條の委員を任命し、之をして職務を執行せしむるやに承り居りたるも、斯くては本縣の如きは其の數多數に達し財政上に關係を及ぼすのみならず、事務の統制上至難の事情あり、尙今直ちに方面委員定數を減少すること一層困難なるを以て、従來の方面委員中之を代表する職務に在る方面委員をして法第四條の委員に任命するに至らば、却つて財政的にも亦救護事務を圓滑に執行する上にも好果を齎らすものと思考するも如何。

答：法第四條の委員に非ざる方面委員を存置するは制度の紛淆を招來し惹ては法の圓滑なる施行を期し難き虞あるにつき、法第四條の委員は必ず従來の方面委員全部を以て之に充つる様取計はれたし。

(五) 方面委員規定の改正

問：方面委員規定を改正し、委員の任期を四年とし救護法施行の日より之を起算することとし一方救護法施行細則に於て救護委員は方面委員を以て之に充つる様規定致し差支なきや。

答：右は救護法第四條の委員と方面委員とを同一人をして當らしめ、其の任期を同一にせんとするものにして事實上差支なきが如しと雖も、苟くも法制化されたる以上救護法第四條の委員を主として考へ、同委員をして將來の方面委員の職務をも執行せしむるを以て妥當なりと思料す、若し然らずして貴説の通とするときは救護法第四條の委員は將來の方面委員設置規定に依り選任解任せられ、救護法施行令の規定に依據せざる結果となり適法にあらず。

(六) 救護法第四條の委員の任命

問：救護法第四條の委員に私設社會事業家を選任せんとするときは先づ之を方面委員に囑託すべきや。

答：救護法第四條の委員は現在の方面委員制度を採入るゝ方針なるを以て、私設社會事業家な

ると否とを問はず適任者は之を方面委員として選任し、救護法施行の際之を法第四條の委員に選任せられたく、法施行後に於ては法制化されたる委員を主として考へ、之に事實上方面委員の職務を行はせられたし。

(三) 委員設置の決定権

問：救護法第四條の委員を設置せんとする場合には市町村會の議決を要するや。

答：委員は國の機關にして市町村に救護事務の爲設置することを得るものにして、之が設置は地方長官の權限に屬する事項なるを以て市町村會の議決を経るを要せず。

(四) 委員の性質

問：法第四條に委員は市町村に置くともあるも該委員は市町村の機關なりや。

答：本法に依る救護事務は國の事務にして、救護を行ふ市町村長並に之を補助すべき委員も亦國の機關として該事務を行ふものなり、而して「市町村ニ設置スルコトヲ得」とあるは其の設置區域を定めたるものなり。

(四) 「居住地」の意義

問：法第三條に所謂「居住地ナキトキ又ハ居住地明ナラザルトキ」とは如何なる場合を言ふや。

答：「居住地」とは普通所謂「すまゐ」を有する場所を指し、多少通常人の住居と認めらるべき有形的設備あることを豫想するものなり従て乞食浮浪人の如く堂宇の椽下又は橋下等に起居するものゝ如きは普通人の住居と認むべきものを有せざるを以て、居住地なきものとせざるべからず。又巡禮等の如く諸國を遍歴するものは、或は一定の居住地ある者ならんも救護の必要を生じたる場合其の土地に於ては其の者の居住地の分明ならざることあるべし。尙木賃宿に居住するものゝ如きは之を居住とみとめ居宅救護をなすも差支なし。

(四) 救護の手續

問：(一) 救護の申請は委員をして爲さしめ得るや。

(二) 救護は市町村長の任意なるや將又委員との合議によるや。

答：(一) 救護の申請は本人又は親族其の他の縁故者より之を爲すを原則とす、申請なきときに於て委員が救護の必要ありと認むるときは施行令第五條に依り、之を市町村長に具申し救護の開始を促すべきものなり。

(二) 市町村長は必要ありと認むるときは任意に救護を開始することを得るも、實際に於ては委員の意見を參酌して之を決定するを適當とす。

(四) 現在地の認定

問：居住地なきか又は居住地分明ならざる者を收容救護したる場合、其の者の現在地如何。
 答：右の者の現在地は依然收容の際の現在地にあるものと解す。

三、救護施設に関するもの

(四) 救護施設の設備標準

問：救護施設の設備、構造、一人當經費其の他の大體標準なきや。

答：別段定まりたるものなし。

(五) 施行規則第二條の届出

問：既設の社會事業施設が救護施設となりたる場合に於て施行規則第二條の事業開始の届出を要するや。

答：既設の施設にして從來繼續し事業を行ふものは事業開始の届出を爲すの要なし。

(六) 私人の設置したる救護施設と救護の委託

問：私人の設置したる救護施設は市町村長より救護の爲行ふ委託ありたる場合は絶対に拒み得

ざるや。

答：法第八條は絶對的規定に非ず。例之救護施設に收容餘力なき場合の如きは之を拒み得るものなり。又自己の設置する施設にて取扱ふべきものに非ざる被救護者の如きものはその委託を拒むことを得。例へば、育兒院に六十五歳以上の老人を委託し來りたる場合の如し。

(七) 收容を目的とせざる救護施設

問：收容を目的とせず、被救護者たる外來患者の診療のみを取扱ふ施設は救護施設となるを得ざるや。尙巡回産婆の如き人的施設は如何。

答：救護施設は收容を目的とするものに限局することなし、外來患者の診療施設は醫療を行ふものなるを以て本法の救護を目的とする施設なる以上救護施設となすことを得。
 巡回産婆の如き單なる人的施設は救護施設に包含せざるものと解す。

(八) 救護施設の認可

問：濟生會の如く全国的に救護事業を行ふ團體に付ては例へば東京府に於て救護施設として認可すれば該認可は各道府縣に對しても效力を有するや。

答：救護施設は道府縣内の各施設に付、當該地方長官が認可すべきものにして東京府知事の認

可の効力は東京府内に限り他の道府縣に及ばず。

(四) 市町村救護施設を設置する場合に於ける市町村會の議決の要否

問：法第七條に「市町村救護施設ヲ設置セントスルトキハ」とあり。此の場合救護施設の設置は市町村會の議決を経る要ありや。

答：市町村の設置する救護施設は市町村の營造物なるを以て之が設置に付ては勿論、既存の施設を救護施設と爲さんとするときも又市町村會の議決を経べきものなり。

(五) 救護施設の設置に付認可を受くべき地方長官

問：茲に一社會事業團體あり、從來甲縣に本院を乙縣に分院を設置し育兒事業を爲し來れり。而して右の分院は乙縣に在るも甲縣の兒童を専ら救護する目的を以て設置したるものなるを以て今般該施設を救護施設と爲さんとするも、乙縣知事の認可を受くるときは乙縣の兒童のみの收容に限られ、從來の目的を失ふこととなり非常に困却せり、この場合分院をも甲縣知事の認可を受くことを得ざるや。

答：救護施設設置の認可は、該施設所在市町村を統轄する地方長官之を爲すべきものなるに依り、分院の認可は乙縣知事之を爲すべきものとす。然れども、救護施設の認可は當該施設を

救護法上の施設と爲すべきことを認定する一の行政處分に止まり、必ずしも認可したる地方長官の統轄する府縣の被救護者のみを救護することを内容とするものに非ざるを以て、假令乙縣知事の認可を受くも甲縣の市町村長の委託を受け甲縣の被救護者を收容するも差支無し。

(六) 救護施設に非ざる適當なる施設に對する委託料の支拂

問：救護施設に非ざる公立病院又は私設社會事業團體の經營に係る病院にて被救護者の醫療を行はしめんとす。その手續及醫療費の支拂方法承り度し。

答：公立病院又は私設社會事業團體の經營に係る病院にして、救護施設に非ざる施設に於て本法の醫療を行はしめんには、先づ市町村長と之等の施設の管理者又は設置者と協定し、該施設内の醫師を施行令第九條に依り指定するを要す。尤も此の場合醫師たる病院長を指定し置き、便宜他の醫師をして代診せしむるも差支なかるべしと思料す。醫療費の支拂は協定に基き病院の管理者又は設置者に對し之を爲すを適當と思惟す。

(七) 晝間託兒所と救護施設

問：本法に該當する幼兒のみを晝間に限り引受くることを専ら其の目的とする託兒所は本法の

救護施設となり得るや。

答：託児所は元來兩親が労働に従事する時間中其の児童を監護する目的に出づるものにして、本法による救護の如く當該児童の生活救助其の他を目的とするものに非ず。依つて本法の救護施設と謂ふことを得ざる義と存す。

(五) 委託收容救護の變更

問：私人の設置したる救護施設に於て市町村長の委託に依り被救護者某を收容せり。然れども被救護者は本施設の對象にあらずして、長く之を收容し置くときは他の被收容者に對し悪影響を齎すべきこと明瞭なり、此の場合の適當なる處置方法如何。

答：救護施設と雖も各々其の目的ありて事業の種類を異にするは論を俟たざる所なり。故に當該施設の目的に反する者の委託は適當にあらざるを以て、此の場合に於ては市町村長又は委員に事情を具し市町村長をして速に委託先を變更せしむるを過當とす。

(五) 醫師の指定

(一) 問：救護施設に非ざる病院例へば日本赤十字病院等につき醫療を受けしむる事は認められざるや。若し右の如き施設をも市町村長に於て指定し得るとせば之に勤務する個々の醫師又

は歯科醫師を指定すべきものなりや。

答：救護施設に非ざる病院に於て醫療を受けしめんとすれば、同病院内の醫師を指定し該醫師に就き醫療を受けしむべきなり、此の場合に於ては個々の醫師を指定せず病院長のみを指定し置き便宜他の醫師をして代診せしむるも差支なし。

(二) 問：市町村又は社會事業團體等の經營に係る實費診療所又は病院等に於て、被救護者を救療する場合、之等の施設を救護施設として認可を受け、將又、單に其の施設の醫師のみを施行令第九條に依り指定し救療するも差支なしや。

答：差支なし。

(五) 法該當者及然らざる者を併せ收容する施設に對する場合の補助額の算定方法

問：同一施設に於て救護法該當者を救護すると共に、法に該當せざる一般要救護者其の他を救護する場合、この施設の事務費に對する國庫補助額は如何に算出すべきや。

答：此の場合該施設の事務費全部に對して補助することは不當なり。さればとて合論的に補助額を算定するも亦困難なるが、右は實際の便宜に基き入院患者なると、外來患者なるとを問はず、法該當者と然らざるものとの延人員を算出し、兩者の割合に應じて事務費總額を按分

する方法に依り法該當者の救護に要せし事務費を算出し、これに對して所定の國庫補助を爲すの外なかるべしと思料す。

(五) 救護施設の擴張と認可

問：救護施設擴張の場合は地方長官の認可を必要とするや。

答：救護施設々置の場合之が認可を必要とするは法文上明なりと雖も擴張の場合は明示されたる條文なし。然れども擴張は認可を受けたる救護施設の内容の變化となるを以て其の變更に付認可を受くるの要あり。

(六) 救護施設の認可に關する方針

問：救護施設は如何なる程度のものに認可せらるゝ方針なりや。

答：大體其の施設の取扱總人員の半數以上本法の被救護者を取扱ふ施設に限るを原則とし、右に該當せざるも、相當多數の法該當者を取扱ふ施設又は地方的の事情により、特に其の設置を必要とする施設は例外的に認可せらるゝ方針なり。

尤も本法の救護と本法の救護以外の救護とを併せ行ふ施設にして、土地建物を區劃し主として本法の救護を爲す施設に就ては、該區劃を限り認可せらる。尙以上の施設と雖も其の設備

甚だしく小なる場合例之法該當者取扱人員十名に満たざるものゝ如きは特別の事情なき限り認可せられず。

(七) 「適當ナル施設ニ收容ヲ委託スル」の意義

問：法第十三條に依れば「適當ナル施設」に付いては單に「收容ヲ委託スルコトヲ得」とあるを以て市町村長は其の市町村の設置する施設にして第七條第一項の認可を受けざるものには救護を受くる者を收容することを得ざるものなりや。

然らば若し之を收容するも之が救護に要する費用につきては法第二十五條の補助なきものと解すべきや。

答：市町村の設置する適當なる施設に被救護者を收容するも差支なく、従つて右の救護に要する費用に對しては法第二十五條の規定に依り補助を受くることを得。

(八) 救護施設の設備

問：救護法第六條に所謂救護施設とは收容設備の有無に拘らず、救護を爲す施設を意味するものなりや。將又收容設備を必要條件とするものなりや。設例として入院設備なき恩賜財團濟生會の診療所は如何に取扱ふべきや。

答：右は收容設備の有無に不拘、主として本法に依る救護を目的とする施設なるに於ては救護施設たることを得るものにして、従つて恩賜財團済生會の診療所にして右に該當するものは救護施設とするも差支なし。

尙收容設備なき救護施設の認可に當りては、其の事業の内容及利用の状況等に付、特に注意し、濫設に涉らざる様注意するを要す。

四、救護の種類及方法に関するもの

(六) 生活扶助の範圍

問：生活扶助には義務教育費の給與を包含するや。

答：生活扶助は生活に必要な最低限度の資料の給與にして衣食住の費用は勿論、尋常小學兒童就學に要する教科書及文房具費の類を含む。

(六) 妊産婦の救護と其の出産兒の救護

問：母が妊産婦としての救護を受くる期間内に於ても其の出産兒を十三歳以下の幼者として救護し差支なきや。

答：救護の必要あるときは差支なし。

(六) 幼者と併せ行ふ母の救護

問：幼者を哺育する母につきては其子が救護を受くるに至れば労働を止めしむる趣旨なりや。

答：然らず、哺育上支障なき限り成るべく從來の労働を繼續せしめ唯止むを得ざる場合に於てのみ本法の救護を行ふものなり。故に託兒所等に在りて母が労働に従事するも幼者の哺育に差支なきときは本法の救護は之を爲さず。

(六) 親権者又は後見人が適當に権利を行はざる場合

問：法第十四條の「救護ヲ受クル者ノ親権者又ハ後見人が適當ニ其ノ權利ヲ行ハズル場合」とは如何なる場合を言ふや。

答：救護を受くる幼者を親権者又は後見人が虐待し若くは放任する等適當に其の監護及教育を行はざる場合を指稱するものにして、此の場合には親権者又は後見人の下に於て其の幼者を救護するも其の目的を達し難きを以て之を引離し、他に收容救護を爲し得る權限を市町村長に與へたるものなり。

(四) 醫療又は助産に要する費用の支拂方

問：醫療費又は助産費は直接被救護者に交付せず醫師又は産婆等に交付すべきものと思料するも如何。

答：御見解の通り。

(空) 歯科醫療の範圍

問：昭和六年十月十四日發社第八三號社會局長官通牒中「歯科補綴ハ之ヲ爲サシメザルコト」とあるも右の「歯科補綴」には充填は包含せざるや。

答：歯科補綴には充填(ゴム、セメント、アマルガムに限る)は包含せざるを以て之を爲すも差支なきも、右は必要缺く可からざる場合に限る様取扱はれたし。

(空) 作業収入の歸屬

問：法第十五條には「救護施設ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ施設ニ收容セラレタル者ニ對シ適當ナル作業ヲ課スルコトヲ得」とあり、右に依り作業を課したる場合其の作業収入は何れに歸屬するや。

答：右に關しては法令に別段の定なきも救護施設に歸屬すべきものと存す。

(空) 作業の範圍

問：従來育兒院に於て收容兒童に對し物品の行商を爲さしむる向あり、右は本法に所謂作業に包含するや。

答：包含するものと解す。

(空) 施行令第十一條に所謂「急迫ノ事情」の認定

問：施行令第十一條の急迫なる事情の有無は法第四條の委員が認定すべきものなりや。

答：右は市町村長の認定に依るべきものにて、救護を受け又はを受くべき者急迫の事情ありとし市町村長の指定せざる醫師、歯科醫師又は産婆に就き醫療又は助産を受くるも市町村長に於て右の場合急迫の事情なしと認定する時は施行令第十一條の適用なきに至るべし。

(空) 救護費決定につき収入控除方

問：施米又は年末同情金の如き一時的の救護金品は本法の救護費より控除すべきや。

答：救護費より控除すべき収入は多少繼續性あるを豫想すべきに依り、一時的の施與に係る救護金品は控除するの限に在らず。

(七) 醫療と助産

問：妊産婦が難産の場合に於ては醫療をなし得るや。

答：單に難産とあるは明瞭を缺くも、異常産にして醫療の要ある場合に於ては醫療を併せ行ふは差支無し。

(七) 貧困者に對する水道料電燈料の免除と生活扶助支給額

問：當町に於ては今般カード階級に對し水道料及電燈料を免除することゝなれり。

之に關し次の事項につき疑義を生じたり御回答願度し。

(一) 水道料、電燈料の免除は廣義に考ふる時は一の救助なるが如し。右は衆議院議員選舉法第六條第三號に該當するや。

(二) 水道料、電燈料の免除が救助なりとすれば、救護法の救護を受くる場合は給與すべき生活扶助費より該免除額を控除すべきや。

答：(一) 從來貧困者に對する電燈料の免除は内務省に於ては救助に非ずとなし、従つて選舉法第六條第三號に該當せずと解するも、行政裁判所に於ては之は救助なるを以て前掲法條に該當すと判示せり。水道料に關してはまだ其の例を見ざるも電燈料と同様なりと考へ可なる

べし。

(二) 電燈料、水道料の免除が救助なりや否やは前項の通り兩説あるも本法の生活扶助費の支給に當りては之を給與額より控除せざるを適當なりとす。

(三) 幼者哺育の母の救護

問：本村に乳兒哺育中の三十二歳の女あり。乳兒は特に脆弱なるを以て母親は戸外に出で、勞働するを不適當とす。然れども該乳兒は母乳を以て足り、他に何等の生活費を要せず、此の場合母親のみの救護を爲し専ら乳兒の哺育に當らしめんとす差支なきや。

答：幼者哺育の母の救護は本法に於ても特別の規定にて「幼者居宅救護ヲ受クべき場合ニ於テ」幼者ト併セ其ノ母ノ救護ヲ爲スコトヲ得」とあるを以て御照會の如き幼者を救護せずして單に母親のみを救護することは本法の認めざる所なり。

(三) 助産費の支出

問：居宅救護の場合に於て助産の爲支出する費用は救護法施行令第一條の妊産婦を保護すべき期間に對して給與すべきものなりや。將又分娩に對して之を給與し妊産婦を救護すべき期間に對しては生活扶助費を別に支給すべきものなりや。

答：助産費は救護施設又は醫師若は産婆に就き助産を受けたる場合支拂ふべき費用を指稱するものにして、助産たる行為に對し之を爲すべきものとす。尙妊産婦を救護すべき期間は其の必要あるときは生活扶助を爲すべきなり。

(四) 母子救護の場合の子の年齢

問：施行令第二十三條に「母ノ救護ヲ爲スハ其ノ子一歳以下ナル場合ニ限ル」とあり、其の子一歳以下とは滿一歳を限度となすべきものなりや。

答：御見込の通り。

(五) 生業扶助

問：施行令第十二條に「生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具又ハ資料ノ給與又ハ貸與ニ依リ之ヲ行フ」とあり、其の給與の場合と貸與の場合とに付き明示せられたし。

答：生業扶助を給與に依るや又は貸與に依るやは被救護者の生活狀況及職業關係等に依り個々の場合につき考慮決定すべきものにして一律に之を定むることは困難なり。

(六) 居宅救護

問：乞食浮浪人等の如く神佛堂宇の床下又は洞内等に起居する者は其の所在の場所を居宅とし

て居宅救護を爲すべきや。

答：例示の如きは居宅救護を爲なすこと適當ならず、法第十三條に依り收容救護を行ふを適當とす。

(七) 救護施設に於ける作業賦課

問：法第十五條に於て救護施設の長は被收容者に對し作業を課することを得る旨規定せるも、本法が労働能力なき者を對象とする以上、之に對し作業を賦課することを得ざるにあらざるや。

答：救護施設に收容せられたる者と雖も多少労働能力の残存せる者なきに非ず。此等の者をして徒らに安逸に流れしむることなく、適當なる作業を爲さしむるは惰民養成の弊を生ぜざらしむる上に於て必要なりとす。依つて本法は救護施設の長に作業を課する権限を與へたるものなり。

(八) 醫療としての義手義足の給與

問：救護法に依り救護を受くべき者にして義手義足の修理又は新調を要するも、其の費用を自辨し得ざる者に對しては醫療救護として之を給與し差支なきや。

答：義手義足の修理又は之が給與と雖も、必要あるに於ては其の必要の範囲を超えざる限度に於て醫療救護として被救護者に給與し可なりと思料す。尙右に關しては軍事救護法に依る救護に於ても差支なき旨の行政實例あり。

(克) 本法施行前より收容救護を受くる者に對する法の適用

問：或私設社會事業育兒施設に於て救護法施行前市町村長より扶養義務者なき孤兒の收容を委託せられ、救護し來りたり。救護法實施の今日に於ては當然本法の適用を受くべきものと思ふが如何。

答：従前市町村長より收容を委託せられ、國、道、府縣又は市町村の費用を以て救護し來りたる者に付ては、本法の施行と同時に本法の被救護者として取扱ふを相當と認むるも、然らずして單に市町村長の依頼をうけ、當該團體の經費に依り救護し來りたる者に付ては、本法の施行後にありても努めて従來通り其の救護を繼續し、直ちに本法の適用者と爲さざる様との主務省の方針なり。

(合) 出産後に於て發見したる産婦の救護

問：委員が出産後の産婦を發見し調査の結果救護を要すべき者として具申したる事例あり、該

産婦を救護し差支なきや。

答：出産後にありても當該産婦が産後二十一日以内なるに於ては之に必要な生活扶助費及助産費を給與し差支なし。

(ニ) 市町村長救護義務不履行の場合に於ける是正方法

問：市町村長救護を要する者あるも、故意に之が救護をなさざる場合、之に對する監督方法なきや。

答：右に關しては救護法及び之が附屬法には別段の規定なきも、一般行政監督に依り其の目的を達することを得べし。

(三) 再委託の可否

問：施設（例之育兒院）が市町村長より委託されたる被救護者（幼者）を私人の家庭其の他に委託することを得るや。

答：法第十三條に依れば、被救護者を居宅にて救護すること能はず、乃至はそれが適當ならざる時は市町村長に於て之を救護施設に收容し、若くは收容を委託し又は私人の家庭若くは適當なる施設に收容を委託することを得るとあり、私人の家庭其の他に委託するのは市町村長

の権限に屬し、施設が委託されし者を自己の所存により自由に處分することを得ず。若し自己の施設に於て收容するを不適當と認めたる時は、市町村長と協議し市町村長に於て適當なる家庭若くは施設に委託を變更すべきなり。この場合該施設は寧ろ自己の経験より信用し得る家庭等を推薦するの態度に出でざるべからず。要之、本問題は法の精神を尊重し、市町村長と施設の了解全きを得ば解決容易なる問題なり。

(三) 他市町村への收容委託と醫師其の他の指定

問：生活扶助を受くる者を他市町村の公私の救護施設又は私人の家庭に收容委託せんとする市町村長は其の地に於て醫療又は助産あるべきことを豫想して當該市町村の醫師、齒科醫師、藥劑師又は産婆を指定するの必要ありや、それとも當該地方の市町村長の指定したる醫師、齒科醫師、藥劑師又は産婆に就き當該市町村の被救護者と同様に醫療又は助産を受くることを得るものなるや。

答：右の如き場合には前段の如く、市町村長は當該市町村の醫師、齒科醫師、藥劑師又は産婆を指定すべき義に有之。

(四) 接骨術、柔道整腹術營業者

問：醫療救護は施行令第九條により醫師、齒科醫師に就き之を受けしむべきものなるも、骨折處置の如き場合には寧ろ經驗あり、一定の認可を得たる接骨術者、又は柔道整腹營業者をして治療せしむる方完全且輕費なる場合尠からず、この場合右の者を醫師に準じて之が指定をなし、治療を行はしめ差支なきや。

答：接骨又は柔道整腹術營業者は指定し得ざるものなり。

五、救護費に関するもの

(五) 委員に関する費用

問：法第二十三條に所謂「委員ニ關スル費用」とは如何なる費用を謂ふか。

答：委員に関する費用に就ては昭和六年十月十四日發社第八三號を以て「：右は直接救護事務施行の爲要する費用に限るべき」旨指示せられたるを以て、方面委員の會議等へ出張する旅費會議費等は委員費より支出することを不得。尙委員費と雖も、之が支給は委員の本質に鑑み最少限度に止むるを要す、而して之が支出方法は國の機關たる市町村長之を定むれば足り

市町村議会の議決を経るを要せざるは勿論、又條例等にて規定すべきものに非ず。

(六) 私人の設置したる救護施設の設備に要する費用の範圍

問：法第二十五條第一項第三號及第二項第三號の私人の設置したる救護施設に要する費用とは如何なるものを指稱するや、尙該費用中には土地購入費をも包含するや。

答：右は救護施設の創設費、擴張費及之に伴ふ初度調辨費を謂ひ、土地購入費の如きは之に包含すること勿論なり。

(七) 主として救護施設の用に供する土地建物に對する租税公課の免除

問：救護施設の用に供する土地建物に對しては國税は免除せらるゝや。

答：國税は免除せられず、免除せらるゝは道府縣、市町村其他の公共團體の租税其の他の公課なり。

(八) 法第二十六條又は第二十七條の規定に依る徴收金又は償還金と滞納處分

問：法第二十六條又は第二十七條の規定により救護に要したる費用の全部又は一部を徴收し又は償還せしむる場合に於て納付義務者之を滞納したるときは滞納處分を爲し得るや。

答：右は府縣制第百十六條、市制第百三十一條、町村制第百十一條、の規定に依り強制徴收を

爲すべきなり。

(九) 救護法施行に要する經費豫算編成方

問：(一) 市町村の負擔に對しては縣は縣費補助金を計上し、國庫補助金は縣の歳入歳出共に計上せざるを適當と認むるが如何。

(二) 縣費の負擔に屬するものは金額を歳出に計上し、歳入は國庫補助金として其の半額を計上する見込なるが如何。

答：(一) 市町村の負擔する費用に對しては、縣費補助の計上を要することは勿論なるも、市町村に對する國庫補助金は縣の歳入歳出豫算に計上すべきものに非ず。

(二) 歳入豫算に於ては縣の負擔に屬する費用より、救護法第二十六條乃至第二十八條の規定に依り徴收し償還せしめ又は充當すべき金額及救護並に埋葬の費用に充つべき寄附金其の他の收入を控除したる額の二分の一以内を國庫補助として計上すべきなり。

(十) 法第十九條第一號に所謂「夫婦」の範圍

問：法第十九條第一號に所謂「夫婦」には内縁關係の夫婦をも包含するや。

答：右は民法上の夫婦を指稱するものにして内縁關係の夫婦は之を包含せず。

(二九) 「遺留ノ金銭物品」の範圍

問：法第二十八條に所謂「遺留ノ金銭物品」の範圍如何。

答：遺留の金銭物品とは遺産と異り、單に死者が身の廻りに遺したる金品に限る趣旨にして、死者が偶々他人より借用し居りたる物品又は死者の所有に屬したるものなるも、其の上に先取特権者がある物品の如きは之に包含せず。従つて其の權利を損傷し、處分することを得ざるものなり。

(三〇) 救護費國庫補助金交付手續

問：救護費國庫補助金は道府縣、市町村の負擔したる費用の精算額に對し補助せらるゝものなるが、其の交付手續は如何なる方法によるものなりや。

答：救護費國庫補助は施行令第二十四條乃至第二十六條の規定に依る精算額に對し之を爲すべきものなるも、豫め概算補助を爲し置き年度終了後に於て精算する筈に有之。

(三一) 移送費の範圍

問：施行令第十九條に所謂移送費には附添人の費用を含むや。

答：被救護者の移送に當り、附添人の必要ある場合に限り之を包含せしめ支出するも差支なし

而して之が運賃の割引は目下の處旅客及荷物運送規則第七十七條に依り鐵道省の指定したる

施設に收容し又は收容を委託する場合の外割引せられず。

(三二) 同居の意義

問：法第十九條に所謂同居とは何日以上を指稱するや。

答：右は時日の長短により決定すべきものに無之、事實に依り認定するの外なし。

(三三) 救護費の財源

問：救護法施行に要する費用の財源として慈善救濟資金の果實を充當して差支なきや。

答：右に關しては別段の禁止規定なきも、救護法施行に要する費用の如き法令に依る費用に充當するは妥當ならず、法令に依らざる窮民救濟の費用に充當するを以て右資金御下賜の趣旨に副ふものと言ふべし。

(三四) 施行令第二十一條の規定の適用方

問：施行令第二十一條に依り特別の必要ある場合に於ては、地方長官は内務大臣の認可を受け同令所定の救護費の制限を超過し之を定むることを得るも、例之一世帯に於て被救護者數特に多數なる場合の如きに於ては生活扶助の爲支出する費用の限度を増額し得るや。

答：施行令第二十一條の規定は將來物價が甚しく變動したる場合を豫想したる規定なるを以て設例の如く一世帯に於ける被救護者數特に多數なるも制限超過の認可は詮議不相成。

(七) 救護費用の徴收

問：法第二十六條に依れば「救護ヲ受クルモノ資力アルニ拘ラス救護ヲ爲シタルトキハ救護ニ要スル費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ其ノ者ヨリ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得」とあり、故に例へば十三歳以下の幼弱者を親權者の申請によりて救護を爲したるに親權者が資力を有する場合は、右費用は親權者より徴收し差支なきや。將又右法條には「其ノ者」とあるを以て親權者資力あるも徴收し得ざるや。

答：親權者資力ある場合はその子（十三歳以下の幼者）は救護するを得ず。若し誤りて救護したりとするも親權者よりは救護費用を徴收するの途なし。

(六) 救護費用の徴收償還に關する手續

問：施行細則第十三條に依り救護費用を徴收し、又は其の償還を命ずる場合の手續を指示せられたし。尙救護費用の償還を命ずるも本人無資力なるときは如何に取扱ふべきや。

答：道府縣又は市町村護救の費用を徴收し、又は其の償還を命ずる場合に於ては、その費用の

(五) 窮民救助の爲の寄附金を救護費用より控除することの可否

計算書を添え、市制、町制施行規則第三十八條又は府縣制施行規則第三十五條により納付書（納付書には納付すべき金額及其の期限を指定することを要す）を發し收入すべきなり。

問：救護法第二十五條に依る國庫補助は同法施行令第四章の規定に依り、「其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス」と有之も従前より窮民救助の資に充つる目的を以て篤志家の寄附金を原資とし、之に年々町村其の幾分を積立て特別會計となし之より生ずる利子を以て救助費に充當し來りしも、救護法實施以後は該資金の利子を一旦歳入に受入れ、更に救護費として支出せんとする向あり、斯る場合此の利子相當額は前記控除金額中に加算すべきものなりや。若し控除さるゝことゝせば、現在蓄積せる向は勿論、將來に於ても窮民救助を目的として恒久的施設を爲さむとする特志家の社會的寄與を抑止することとも相成社會施設奨勵上遺憾の義に有之。

答：既往に於ける寄附金の蓄積せられたるものの如きは、控除額に算入せざるも差支無之と存す。

(四) 醫療救護の場合の看護人費支出の可否

問：法第一條第一項第四號の被救護者病狀に依り附添人を要するも、獨身にして他に看護を爲すべきものなき場合に於ては、醫療費中より右附添人に要する看護費を支出し差支なきや。
 (但本例は收容すべき救護施設及適當なる施設なき場合なり。)

答：右の如き被救護者は法第十三條に所謂「居宅救護ヲ適當ナラズ」と認めらるゝ者なるを以て、收容救護すべきものと思考するも、己むを得居宅救護を爲す場合に於ては、之に要する附添人費は醫療費として支出するも差支なし。

(三) 生活扶助のみを受くる場合の看護人費支出の可否

問：法第一條第一號該當者の被救護者にして生活扶助のみを受くる者老衰甚だしく、自用をすら辨じ得ざるのみならず看護人を要するも看護すべき家族なき場合、附添人を附し之が費用を救護費として支出し可なりや。

答：醫療を要せざる被救護者に對しては看護人費を支出し得ざる義と思料す。

(四) 必要の都度知事の認可を受け支出する看護費の限度

問：居宅救護に於て醫療の爲看護人を附するの必要ある場合尠からず、然るに本縣救護法施行細則には之が費用の支給に關する規定なし、右の場合市町村長は知事の認可を受け其の都度

支給額を定め支給し差支なきや。然りとすれば之が支給額の限度如何。

答：特に看護費の限度に付認可を受け居らざる向に於ては其の都度知事の認可を受け市町村長之を支給して可なり。此の場合に於ては別段費用の限度なきを以て必要なる限り知事の認可を得て支出し妨なきも右は必要なる最小限度に止むべきは勿論なり。

(五) 己むを得ざる事由に因り生活扶助の爲め前渡金を喪失したる場合の取扱方

問：生活扶助の爲、金品の前渡を受けたる被救護者盜難に罹り、該金品を喪失したる場合之を再交付して差支なきや。

答：右は再交付を爲すことを不得。

(六) 疾病の場合滋養品費支出の可否

問：醫療に伴ひ特に滋養品を要する場合に於ては、之が費用を醫療費中より支出するも可なりや。

答：右は醫療上必要なる場合に限り支出するも差支なし。

(七) 扶養義務者より出捐する費用の收入

問：法第二條但書に依り救護をなしたるに該扶養義務者より、救護費用相當額の出捐を申出た

り、右は施行令第二十四條に所謂「其ノ他ノ收入」として收入して宜しきや。

答：右は寄附金として收入するを適當とす。

(四) 學齡兒童就學獎勵規程に依る給與と救護法に依る救護との關係

問：救護法第十條第一項第一號の「生活扶助」には義務教育費をも含むとの事なり。然らば、從來學齡兒童就學獎勵規程に依り給與を受け來りたる幼者を本法に依り救護する場合に於ては其の生活扶助費より右規程に依る金額を控除すべきものなるや、又は該規程に依る給與を廢止すべきものなるや。或は又兩者の給與を併せ支給し可なりや。

答：學齡兒童就學獎勵規程に依る給與と救護法による救護とは併給し差支なきも、右規程に依る給與にして日常生活必需品に充つる爲交付するもの「例之食糧費」は救護法の救護に當りては其の給與額より控除するを妥當とす。

(五) 公設救護施設の事務費の限度

問：公設救護施設に收容救護する場合支出する事務費の限度を細則を以て制限し得るや。

答：救護法關係法令に於ては、之を認めたる規定なきを以て違法なり。

(六) 埋葬費の範圍

問：埋葬費の範圍如何。

答：埋葬費は靈柩代又は之が借料、靈柩運搬人夫賃火葬場使用料、葬式の際に於ける死者靈前供物代、僧侶の謝禮及墓標費等の如きものとす。

(七) 埋葬費と火葬

問：火葬費は埋葬費として支出して差支なきや。

答：「埋葬」は火葬を包含する義につき、火葬を行ふものに對しては火葬費を支給して可なり、委員に於て埋葬を行ふことの可否

問：被救護者死亡したる場合は委員に於て之が埋葬を行ふことを得るや。

答：御見込の通。

(八) 埋葬費の支給

(一) 問：救護法第十七條第一項に「救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得」とあり、埋葬を行ふ資力ある場合と雖も埋葬費を給し差支なきや。

答：死亡者の相続人の如く死亡者と密接なる關係にあり慣習上より觀るも埋葬を行ふべき地位

にある者資力ある場合には之を給するの要なかるべきも、死亡者と何等關係なく、又は關係薄き者が好意的に埋葬を爲すときは其の者に資力あるも之を給するを相當とす。其の之を給すべきや否やは結局市町村長の認定に任せんが爲め、法文には「給スルコトヲ得」とせられたものと解す。

- (二) 問：埋葬費の支給は救護を受くる者死亡したる場合、救護の延長として之を爲すべきものなるも、生業扶助として資金を一時に給與せられたる者、右資金の運用に依り生計しつゝありて後死亡し、事實上埋葬費の支給を必要とするが如き場合は現に救護を受け居る者として埋葬費を支給し得るや。

答：設例の如き被救護者が生業扶助に依り生計を維持しつゝありと認めらるゝ期間なるに於ては埋葬費を給することを得べし。

(三) 死産と埋葬費

問：妊婦ありて救護中死産したり、此の場合埋葬の取扱は死亡と同一なるを以て法第十七條の埋葬料を支給し可然や。

答：支給し得ざるものと解す。

(三) 救護費の償還

問：救護法第二十七條の規定に依る費用償還の命に應ぜざる時は國稅滯納處分の例に依り強制徴收を爲すことを得るや。

答：爲すことを得。

(四) 救護法に該當せざる者を救護したる場合の費用

問：例へば茲に一人の老衰者あり實情捨置難きのみならず、本人の申立に依れば年齢六十五歳以上の旨自稱するに依り、取敢ず救護を開始した後日本籍地に付調査したる處、年齢六十四歳なること判明せり。この將來に於ける救護を廢止すべきは勿論なるも、既に支出したる救護費は如何に處理すべきや。即ち市町村長の過失として市町村長のみが負擔すべきや。將又本籍地へ發したる照會の回答の來るまでは事實上の認定を以て正當なるものと認め、正規に依り補助差支なきや。或は戸籍謄本を徴する迄は救護を開始するを得ざるや、若し然りとすれば本籍なき者は救護を受くること能はざる結果となるべし。

答：救護を開始するに當り出來得る限り諸種の調査をなし、過誤なきを期すべきは勿論なるも事情捨て難き場合に於て相當調査の結果法該當者なりと認め、救護を開始したる以上後日に

至り法該當者にあらざること判明するも、従前支出したる費用は法律に依る救護費用として處理して可なり。

救護法

(昭和四年四月二日
法律第三十九號)

第一章 被救護者

第一條 左ニ掲グル者貧困ノ爲生活スルコト能ハザルトキハ本法ニ依リ之ヲ救護ス

- 一、六十五歳以上ノ老衰者
 - 二、十三歳以下ノ幼者
 - 三、妊産婦
 - 四、不具癡疾、疾病、傷痍其ノ他精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ヲ行フニ故障アル者
- 前項第三號ノ妊産婦ヲ救護スベキ期間竝ニ同項第四號ニ掲グル事由ノ範圍及程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 前條ノ規定ニ依リ救護ヲ受クベキ者ノ扶養義務者扶養ヲ爲スコトヲ得ルトキハ之ヲ救護セズ

但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 救護機關

第三條 救護ハ救護ヲ受クベキ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ市町村長之ヲ行フ

第四條 市町村ニ救護事務ノ爲委員ヲ設置スルコトヲ得
委員ハ名譽職トシ救護事務ニ關シ市町村長ヲ補助ス

第五條 委員ノ選任、解任、職務執行其ノ他委員ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 救護施設

第六條 本法ニ於テ救護施設ト稱スルハ養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ本法ニ依ル救護ヲ目的トスル施設ヲ謂フ

第七條 市町村救護施設ヲ設置セントスルトキハ其ノ設備ニ付地方長官ノ認可ヲ受クベシ

私人救護施設ヲ設置セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 前條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ハ市町村長ガ救護ノ爲行フ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ

第九條 本法ニ定ムルモノノ外救護施設ノ設置、管理、廢止其ノ他救護施設ニ關シ必要ナル事項ハ

命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 救護ノ種類及方法

第十條 救護ノ種類左ノ如シ

- 一 生活扶助
- 二 醫療
- 三 助産
- 四 生業扶助

前項各號ノ救護ノ範圍程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 救護ハ救護ヲ受クル者ノ居室ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 幼者居室救護ヲ受クベキ場合ニ於テ市町村長其ノ哺育上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ幼者ト併セ其ノ母ノ救護ヲ爲スコトヲ得

第十三條 市町村長居室救護ヲ爲スコト能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルトキハ救護ヲ受クル者ヲ救護施設ニ收容シ若ハ收容ヲ委託シ又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ收容ヲ委託スルコトヲ得

第十四條 市町村長ハ救護ヲ受クル者ノ親權者又ハ後見人ガ適當ニ其ノ權利ヲ行ハザル場合ニ於テハ其ノ異議アルトキト雖モ前條ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 救護施設ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ施設ニ收施セラレタル者ニ對シ適當ナル作業ヲ課スルコトヲ得

第十六條 第十三條ノ規定ニ依リ收容セラレ又ハ收容ヲ委託セラレタル未成年者ニ付親權者及後見人ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ市町村長又ハ其ノ指定シタル者勅令ノ定ムル所ニ依リ後見人ノ職務ヲ行フ

第十七條 救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ救護ヲ爲シタル市町村長ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第五章 救護費

第十八條 救護ヲ受クル者同一市町村ニ一年以上引續キ居住スル者ナルトキハ救護ニ要スル費用ハ其ノ居住地ノ市町村ノ負擔トス

第十九條 救護ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スル者ナルトキハ其ノ居住期間一年ニ滿タザル場合

ニ於テモ救護ニ要スル費用ハ其ノ居住地ノ市町村ノ負擔トス

一 夫婦ノ一方居住一年以上ナルトキ同居ノ他ノ一方

二 父母其ノ他ノ直系尊屬居住一年以上ナルトキ同居ノ子其ノ他ノ直系卑屬

三 子其ノ他ノ直系卑屬居住一年以上ナルトキ同居ノ父母其ノ他ノ直系尊屬

第二十條 前二條ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 救護ニ要スル費用ガ前三條ノ規定ニ依リ市町村ノ負擔ニ屬セザル場合ニ於テハ其ノ費用ハ救護ヲ受クル者ノ居住地ノ道府縣、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ現在地ノ道府縣ノ負擔トス

第二十二條 第十七條ノ規定ニ依リ埋葬ニ要スル費用ノ負擔ニ關シテハ前四條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 委員ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第二十四條 第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ハ救護ヲ爲シタル地ノ市町村ニ於テ一時之ヲ繰替支辨スベシ

第二十五條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十八條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ市町村又ハ道府縣ノ負擔シタル費用

二 道府縣ノ設置シタル救護施設及第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三 第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用
道府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ四分ノ一ヲ補助スベシ

一 第十八條乃至第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ニ依リ市町村ノ負擔シタル費用

二 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三 第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用

第二十六條 救護ヲ受クル者資力アルニ拘ラズ救護ヲ爲シタルトキハ救護ニ要スル費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ其ノ者ヨリ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得

第二十七條 救護ヲ受ケタル者救護ニ要シタル費用ノ辨償ヲ爲スノ資力アルニ至リタルトキハ救護ノ費用ヲ負擔シタル市町村又ハ道府縣ハ救護ヲ廢止シタル日ヨリ五年以内ニ其ノ費用ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 救護ヲ受クル者死亡シタルトキハ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遺留ノ金錢ヲ以テ救護及埋葬ニ要スル費用ニ充當シ仍足ラザルトキハ遺留ノ物品ヲ賣却シテ之ニ充當スルコトヲ得

第六章 雜 則

第二十九條 救護ヲ受クル者左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルトキハ市町村長ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村長又ハ救護施設ノ長ノ爲シタル處分ニ從ハザルトキ

二 故ナク救護ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ

三 性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ

第三十條 第七條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ地方長官ハ同項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第三十一條 道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ニ掲グル土地建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ

但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 主トシテ救護施設ノ用ニ供スル建物

二 前號ニ掲グル建物ノ敷地其ノ他主トシテ救護施設ノ用ニ供スル土地

第三十二條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ救護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十三條 本法中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定ム（昭和六年八月十一日勅令第二百十號ヲ以テ同七年一月一日ヨリ施行）左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

明治四年太政官達第三百號

明治六年太政官布告第七十九號

明治六年太政官布告第三百十八號

明治七年太政官達第六十二號恤救規則

救護法施行令

（昭和六年八月十一日
勅令第三百十一號）

第一章 被救護者

第一條 救護法第一條第一項第三號ノ妊産婦ヲ救護スベキ期間ハ分娩ノ日前七日以内、分娩ノ日以後二十一日以内トス分娩ノ日ガ豫定ノ日ヨリ後レタルトキハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第二條 救護法第一條第一項第四號ニ掲グル事由ノ範圍及程度左ノ如シ

- 一 不具癡疾ニシテ常ニ介護ヲ要スルモノ又ハ自用ヲ辨ズルニ過ギザルモノ
- 二 疾病又ハ傷痕ニシテ就床ヲ要シ又ハ長キニ互リ安靜ヲ要スルモノ
- 三 精神耗弱又ハ身體虛弱ノ著シキモノ

第二章 委員

第三條 救護法第四條ノ委員ヲ設置スル市町村及委員ノ定數ハ地方長官市町村長ノ意見ヲ徴シ之ヲ定ム

第四條 委員ハ地方長官之ヲ選任又ハ解任ス

委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第五條 委員ハ救護ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スベシ

委員ハ救護ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付市町村長ニ其ノ狀況ヲ通知シ且必要ナル救護ノ種類、程度若ハ方法又ハ救護ノ廢止、停止若ハ變更ニ關シ意見ヲ具申スベシ

第六條 内務大臣ノ指定スル市ニ在リテハ第三條及第四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ職權ニ屬スル事項ハ市長之ヲ行フ

第三章 救護ノ範圍、程度及方法

第七條 生活扶助ハ金錢又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フ

第八條 生活扶助ノ爲給與スル金錢又ハ物品ハ一月分以内ヲ限り之ヲ前渡スルコトヲ得

救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ被救護者己ムヲ得ザル事由ニ因リ前渡シタル金錢又ハ物品ヲ費消シ又ハ喪失シ且返還ノ資力ナキトキハ之ヲ返還セシメザルコトヲ得

救護ノ廢止、停止又ハ變更ノ場合ニ於テ前渡シタル金錢又ハ物品中返還セシムベキモノニ付テハ之ニ相當スル額ヲ後ニ給與スベキモノヨリ減ズルコトヲ得

第九條 醫療ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ齒科醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師又ハ

齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケシム

第十條 助産ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ產婆ニ就キ之ヲ受ケシム

第十一條 救護ヲ受ケ又ハ受クベキ者急迫ノ事情アルトキハ市町村長ノ指定セザル醫師、齒科醫師又ハ產婆ニ就キ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得

第十二條 生業扶助ハ生業ニ必要ナル資金、器具又ハ資料ノ給與又ハ貸與ニ依リ之ヲ行フ

第十三條 救護法第十一條ノ規定ニ依ル居宅救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人一日二十五錢以内、一世帯一日一圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十四條 居宅救護ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第十五條 居宅救護ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十六條 救護法第十三條ノ規定ニ依ル收容救護ノ場合ニ於テ生活扶助、醫療又ハ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第十七條 第十一條ノ場合ニ於テハ前三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第十八條 生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人ニ付三十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第十九條 救護ノ爲被救護者ノ移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第二十條 埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム

第二十一條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ第十三條、第十五條、第十八條又ハ前條ニ規定スル制限ヲ超過シ生活扶助、助産、生業扶助又ハ埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ヲ定ムルコトヲ得

第二十二條 救護法第十二條ノ規定ニ依リ母ノ救護ヲ爲スハ其ノ子一歳以下ナル場合ニ限ル

第二十三條 救護法第十六條ノ規定ニ依リ市町村長又ハ其ノ指定シタル者後見人ノ職務ヲ行フ場合ニ於テハ後見監督人及親族會ニ屬スル職務權限ハ其ノ市町村長ニ屬ス

第四章 救護費

第二十四條 救護法第十八條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ市町村又ハ道府縣ノ負擔シタル費用ニ對スル國庫補助ハ各年度ニ於テ市町村又ハ道府縣ノ救護及埋葬ニ要シタル費用並ニ委員ニ關シ支出シタル費用ヨリ其ノ年度ニ於テ救護法第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ依リ徵收シ、償還セシメ又ハ充當シタル金額及其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

前項ノ規定ニ依リ控除スベキ金額ガ其ノ年度ニ於ケル救護及埋葬ニ要シタル費用並ニ委員ニ關シ支出シタル費用ノ額ヲ超過シタル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル支出額ヨリ之ヲ控除ス

第二十五條 道府縣ノ設置シタル救護施設及救護法第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用ニ對スル國庫補助ハ左ニ掲グル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

一 救護施設ノ創設費、擴張費及之ニ伴フ初度調辨費

二 事務費

救護施設ニシテ他ノ目的ニ利用シ得ベキ場合ニ於テハ前項ノ精算額ハ救護ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第二十六條 救護法第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用ニ對スル國庫補助ハ前條第一項第一號ニ掲グル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ補助ス

前項ノ精算額ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二十七條 第二十四條乃至前條ノ規定ハ道府縣ノ補助ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 救護法第二十五條ノ規定ニ依ル國庫及道府縣ノ補助金ハ第二十四條乃至前條ノ場合ニ於ケル控除額ニ之ヲ算入セズ

第二十九條 第二十四條乃至前條ノ規定ニ依リ交付シタル國庫及道府縣ノ補助金ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルコトヲ得

- 一 救護施設ガ救護法若ハ救護法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ
- 二 救護施設ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シ又ハ當初豫定シタル目的以外ノ用途ニ利用スルニ至リタルトキ

三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四 詐偽ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第三十條 被救護者收容救護ヲ受クルニ至リタルトキハ救護法第十八條及第十九條ノ期間計算ニ付テハ收容ノ期間ハ收容ノ際ノ居住地ニ於ケル居住ノ期間トス

第五章 雜 則

第三十一條 本令中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町

村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

第三十二條 救護法施行ノ際國、道府縣又ハ市町村ノ費用ニ依リ收容救護ヲ受クル者ニシテ救護法

ニ依リ救護スベキモノニ關スル救護法第十八條及第十九條ノ期間計算ニ付テハ收容ノ期間ハ收容ノ際ノ居住地ニ於ケル居住ノ期間トス

附 則

本令ハ救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和七年一月一日ヨリ施行）

救護法施行規則

(昭和六年八月十一日
公布)
内務省令第二十號

第一條 救護法第七條ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 名稱、種類及位置
- 二 建物其ノ他設備ノ規模、構造
- 三 事業經營ノ方法及收支豫算
- 四 事業開始ノ豫定日
- 五 設備ニ要スル經費

救護法第七條第二項ノ規定ニ依ル認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

- 一 設置者ノ履歴及資産狀況
- 二 法人又ハ團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他ノ約款

第二條 救護施設ヲ設置シタル者ハ其ノ事業開始ノ後直ニ其ノ旨地方長官ニ届出ツベシ

第三條 救護施設ヲ設置シタル者其ノ管理規則ヲ設ケタルトキハ之ヲ地方長官ニ届出ツベシ其ノ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第四條 救護施設ヲ設置シタル者之ヲ廢止セントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

- 一 廢止ノ事由
- 二 被救護者ノ處置
- 三 財産ノ處分

第五條 地方長官ハ救護施設ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ設備、事業若ハ會計ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第六條 救護法第十五條ノ規定ニ依リ救護施設ノ長ガ作業ヲ課セントスルトキハ豫メ作業ノ計畫ヲ定メ地方長官ニ届出ツベシ

第七條 救護ノ申請ハ左ノ事項ヲ具シ本人又ハ親族其ノ他ノ緣故者ヨリ之ヲ爲スベシ

- 一 救護ヲ受クベキ者ノ氏名、生年月日
- 二 居住地及居住期間又ハ現在地
- 三 救護ヲ受クベキ事由

市町村長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ救護ヲ行フベシ

第八條 左ノ場合ニ於テハ居宅救護ヲ受クル被救護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

- 一 居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキ
- 二 世帯ノ構成ニ移動アリタルトキ又ハ資産若ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ
- 三 救護ヲ受クベキ事由消滅シタルトキ

被救護者死亡シタルトキハ同一世帯ニ在ル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

第九條 市町村長ハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ニ就キ必要ナル報告ヲ徴シ、説明ヲ求メ又ハ狀況ヲ視察スルコトヲ得

第十條 左ノ場合ニ於テハ被救護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

- 一 被救護者死亡シタルトキ
- 二 被救護者救護法第二十九條各號ノ一ニ該當スト認メタルトキ
- 三 前二號ニ掲グル場合ノ外救護ノ廢止、停止又ハ變更ヲ要スト認メタルトキ

第十一條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第十二條 救護法第十七條第一項ノ規定ニ依ル埋葬費支給ノ申請書ニハ左記事項ヲ記載シ且埋葬費

ノ額ヲ證スルニ足ル書類ヲ添附スベシ

- 一 死亡者ノ氏名
- 二 死亡及埋葬ノ年月日
- 三 埋葬費ノ額
- 四 死亡者ト申請者トノ続柄

第十三條 道府縣又ハ市町村救護ノ費用ヲ徴收シ又ハ其ノ償還ヲ命ズル場合ニ於テハ其ノ費用ノ計算書ヲ添へ納付スベキ金額及其ノ期限ヲ指定スベシ

第十四條 救護法第二十八條ノ規定ニ依リ市町村長遺留物品ヲ賣却スル場合ニ於テハ之ヲ競争入札ニ付スベシ

有價證券及見積價格十圓未満ノ物品ハ競争入札ニ付セズシテ賣却スルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ競争入札ニ付スルモ落札者ナカリシトキ亦同ジ

第十五條 本令中町村ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

附 則

本令ハ救護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和七年一月一日ヨリ施行）

！め讀も家際實！威權高最の究研業事會社

社會事業は今や萬人によりて理解せられ共鳴せられ且支持せられねばならぬ、況んやその第一線に立つ社會事業家、方面委員、官公廳社會事業事務擔當者は不斷にその理論の究明と技術の練磨を怠つてはならぬ。斯業の羅針盤として諸君に研究と實踐の進路を指し示すのが本誌の使命である。

月刊 社會事業

毎月一回發行
 菊判一五〇頁乃至二〇〇頁
 定價五〇錢(送料共)
 一年六圓

救護法の研究に
 社會事業に関する論說、時事問題、調査研究、實際記事、隨想等を掲載す。
 附録社會事業彙報は内外社會事業の情報、統計、資料等を掲載す。

は特に意を注ぎ毎號連載の救護法に関する質疑回答は好評噴々たり。

内務局會社七目丁一町手大區町麴市京東

會協業事會社央中 財法 國人
 振替東京三三八四〇番
 電話丸之内二七六七番

振會事業研究の最高謝題！ 賞謝定の贈心！

昭和七年十二月十日

振會事業

昭和七年十二月十日



發行所

（定額金十錢）

印刷人 今井 彦太郎

印刷所 今井印刷所

發行所 編輯 中央社會事業協會

電話九之内二七六七番
振替口座東京三八四四〇番

本誌の発行は、社会事業の発展を期し、社会の福利を謀ることを目的とする。其の発行は、社会の福利を謀ることを目的とする。其の発行は、社会の福利を謀ることを目的とする。

中央社會事業協會

